

化学物質過敏症支援センターからの要望について

埼玉県健康福祉部

<p>要 望 事 項</p>	<p>1 化学物質過敏症、シックハウス症候群をはじめ、化学物質による健康影響等、関連する情報を積極的に収集し、研修等を通じて、職員全員が知識、理解を深めること。</p>
<p>回 答 内 容</p>	<p>県では、県及び市町村の地域保健福祉関係職員を対象として、健康福祉行政に関する重要課題について理解を深めるために、「健康福祉セミナー」を開催していますが、平成14年度から「アレルギー性疾患対策」をテーマとする研修会を毎年開催し、職員の知識・理解を深めています。平成16年度も、引き続き、直面する健康福祉行政の重要課題に位置付けて研修を実施していく予定です。</p> <p>また、シックハウス対策事業として、「健康で快適な居住環境づくり支援事業」を実施していますが、県民等からの住まいに関する相談にきめ細かな対応をするため、県内の全保健所の環境衛生監視員等を対象に、シックハウスに関する新しい情報の提供並びに技術研修会を開催し、知識・技術の習得を図っています。</p> <p>なお、国及び関係機関からの情報収集を図り、県庁内関係各課及び市町村に対しましても、必要に応じ情報提供を行っています。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>2 学校を含む公共施設における室内環境の保全のために、担当部局へ働きかけ、連携して、以下について取り組むこと。</p> <p>(1) 公共施設の建設・管理担当部局の職員に対して、化学物質過敏症、シックハウス症候群について、情報提供や研修等を行い、知識と理解を深めること。</p>
<p>回 答 内 容</p>	<p>※ 特定建築物における公共施設等（学校も含む。）の管理担当者、維持管理権限者、管理技術者等を対象に、化学物質過敏症やシックハウス症候群等の知識の習得や住まい等における健康被害を未然に防止することを目的に、「住まいと健康」というテーマで講習会を開催しています。（平成14年度）</p> <p>その他、教育局に対して情報提供を行うと共に、教育局との連携を図りながら講習会や研修会等を開催しています。</p> <p>※ 特定建築物・・・床面積3,000㎡以上の建築物</p>

要望事項	(2) 公共施設の室内空気質濃度の定期測定のほか、新築・改修工事後、備品搬入後等、必要に応じて臨時測定を行うこと。厚生労働省の指針値を超えていた場合は、原因を明らかにしたうえで、適切な対策を行うこと。
回答内容	本県のシックハウス対策事業の一環として、県内全保健所に相談窓口を設置し、県民等（公共施設、学校含む）からの相談に応じています。また、必要に応じて現地調査や室内空気環境測定を実施すると共に、改善に向けた助言・指導を行っています。

要望事項	(3) 公共施設の禁煙化を推進すること。
回答事項	<p>県では、管理を行っている庁舎や公共施設について、健康増進法の趣旨を踏まえ、積極的に受動喫煙防止対策を行うため、「県の庁舎等における受動喫煙防止対策に関する指針」を平成15年11月に策定しました。</p> <p>この指針に基づき、平成16年4月から大規模集客施設、宿泊施設など一部を除いて、原則として県の庁舎や施設は建物内全面禁煙になります。</p> <p>また、県の教育局も、県立学校等を対象にした同様の指針を平成15年11月に策定しています。</p> <p>なお、平成16年度には、禁煙推進のステッカーを作成し、県内の公共施設（市町村も含む）や飲食店等に配布するなど禁煙化を一層推進することとしています。</p>

<p>要望事項</p>	<p>3 教育委員会、学校、学校医、学校薬剤師と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報交換を行い、発症している児童生徒の就学対策や、児童生徒の発症予防に取り組むこと。</p>
<p>回答内容</p>	<p>本県では、アレルギー性疾患対策として、これまでに県立病院におけるアレルギー診療や保健所における健康相談の実施のほか、花粉飛散量やシックハウス症候群の原因となる室内化学物質の測定などを行っています。</p> <p>平成14年度には、「埼玉県アレルギー性疾患対策あり方検討委員会」を設置し、アレルギーの実態調査の実施やアレルギー性疾患対策に関する提言を受け、それらをもとに事業を推進しています。アレルギー性疾患対策に関する事業としては、次のとおり行っています。</p> <p>(ア) 市町村や県の職員等を対象にアレルギー性疾患相談員養成研修会等を開催し、アレルギー性疾患等（アトピー性皮膚炎・アレルギー性鼻炎・花粉症・住まい環境とアレルギーなど）に関する専門的な知識や技術を習得させ、相談機能の向上を図っています。</p> <p>(イ) 県内10か所の福祉保健総合センターにおいて、アレルギー性疾患教室を開催し、アレルギー性疾患等を持つ人やその家族等に対し、病気に関する正しい知識の普及や相談指導を行っています。</p> <p>(ウ) 生活環境におけるアレルギー疾患予防対策の推進として、生活環境中に存在するハウスダスト・カビなどの環境因子とアレルギー性疾患の発症との関連について調査研究を実施し、これらの結果をもとに、県民向けのパンフレットを作成し、アレルギーの発症の軽減及び啓発資料として今後、活用していきます。</p> <p>なお、今後もアレルギー対策関係各課担当者会議を開催し、庁内各課の連携を図っていきます。</p>

要望事項	<p>4 建築・土木工事の部局と連携し、発症者の居住地近くで工事が行われる場合に、できる限り有害化学物質を減らしたり、発症者の工事期間中の避難場所を確保する等の取組みを行うこと。</p>
回答内容	<p>建築物のシックハウス対策は、建築基準法に基づきなされてきましたが、このたび、建築基準法が改正され、平成15年7月1日から施行されています。</p> <p>改正内容としては、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度の低減を図るため、建築物に使用する建材や換気設備に関する規定が設けられました。</p> <p>主な内容は、次のとおりです。</p> <p>(1) ホルムアルデヒドに関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内装仕上げ材の規制 ② 換気設備設置の義務づけ ③ 天井裏などの制限 <p>(2) クロルピリホスの使用禁止</p>

要望事項	<p>5 福祉、労働の部局と連携し、発症者の就労対策に取り組むとともに、就労が困難な場合の生活保護の手続きが支障なく進むよう、取りはからうこと。</p>
回答内容	<p>県では、就労支援対策として、化学物質過敏症の方に限らず2002年5月には「彩の国就職支援プラザ」を立ち上げるなど、県民全般を対象にした種々の支援策を行っています。</p> <p>また、生活保護についてですが、この制度は資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない方で、真に生活に困窮している場合に、必要な保護を行う制度です。このため、ただ単に就労が困難という理由だけでなく、年金制度や預貯金等の資産の活用が可能かどうかを含め、広く保護の必要性について福祉事務所が判断して行っています。</p> <p>具体的な相談や保護申請の手続きについては、市にお住まいの方は市福祉事務所に、また、町村にお住まいの方は町村役場か県の福祉保健総合センターに御相談ください。</p>

要望事項	6 化学物質過敏症、シックハウス症候群の発症者が、年齢別健康診断（乳幼児検診、がん検診等）等の公共サービスを受けられるよう、実施場所において個別に対応がとられるよう取りはからうこと（実施場所の室内空気質改善、医療器具・消毒方法の配慮等）。
回答内容	<p>年齢別健康診断（乳幼児健診、がん検診等）等の公共サービスを提供する場合は、主として市町村保健センターになると思われますが、これらの場所においては、衛生的な環境を保つために最低限の室内換気や消毒を行っていると思われます。</p> <p>もし、ご心配な点が有る場合には、各市町村保健センターには保健師がいますので、事前に御相談のうえ、利用するようにはいかがでしょうか。</p>

要望事項	7 医師会、医療機関と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群発症者が身近な医療機関で他の疾患も含めて受診できるように取りはからうこと。
回答内容	<p>まずは、かかりつけ医を持つことをお勧めします。医療機関に対して過敏症の人に配慮した診療の呼びかけをすることは可能ですが、医療機関においても衛生的な環境を保つために、感染症の予防のための最低限の消毒や室内換気を行っております。やはり、もし過敏症があるようであれば、医療機関に事前に相談のうえ利用するようにはされるなど、過敏症の方々からの働きかけも必要と考えます。</p>